

業務規程細則の一部改正のお知らせ

サービス機能の改善等に伴い、平成 28 年 4 月 18 日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則の一部を以下のとおり改正しますので、お知らせいたします。

○ 業務規程細則の改正点

支払サイトの長期化（業務規程細則第 17 条関連）

記録可能な支払サイト（発生日から支払期日までの最大間隔）を、現行の 1 年から 10 年に長期化することに伴う改正。

分割・譲渡予約中の分割記録取消（業務規程細則第 33 条関連）

分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来するまでの間（予約期間中）に、譲受人が当該記録を取り消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を取り消すことを可能とすることに伴う改正。

業務規程細則改正時の通知方法の明確化（業務規程細則第 61 条関連）

業務規程細則を改正する場合における、利用者への通知方法の明確化に伴う改正。

【お問い合わせ先】

備前信用金庫 お客様相談室（でんさいネット担当）

電話：0869-64-4195

受付時間 平日（月～金）9：00～17：00